



平成 27 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 那 須 電 機 鉄 工 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 那 須 幹 生
コ ー ド 番 号 5 9 2 2 (東 証 第 二 部)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 企 画 室 長 高 橋 昌 裕
電 話 0 3 - 3 3 5 1 - 6 1 3 1

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第93回定時株主総会へ付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1) 平成 26 年 6 月 27 日公布の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となったことから、社外取締役の機能を活用し、取締役会の監督機能強化を図るため、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の定時株主総会の承認を前提に監査等委員会設置会社へ移行するべく、定款について所要の変更を行うものです。
- (2) 改正会社法において、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することが認められたことにもない、取締役がその期待される役割を十分発揮できるよう、責任限定契約を締結できる取締役の範囲を変更するものです。なお、当該定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 字句の修正および上記の変更にとまなう条数等の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	平成 27 年 6 月 26 日
定款変更の効力発生日 (予定)	平成 27 年 6 月 26 日

以 上

現 行	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 18 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (員 数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、18 名以内とする。 (新 設)</p> <p>(選 任)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 22 条～第 24 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第 26 条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 18 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (員 数)</p> <p>第 19 条 (現行どおり)</p> <p><u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は 4 名以内とする。</u></p> <p>(選 任)</p> <p>第 20 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって</u>選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 21 条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 22 条～第 24 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行	変 更 案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役はこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役はこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>
<p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p>	<p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>(<u>監査役および監査役会の設置</u>)</p>	
<p>第31条 <u>当会社は、監査役および監査役会を置く。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(<u>員 数</u>)</p>	
<p>第32条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(<u>選任方法</u>)</p>	
<p>第33条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(<u>任 期</u>)</p>	
<p>第34条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(<u>常勤監査役</u>)</p>	
<p>第35条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p>	
<p>第36条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行	変 更 案
<p><u>監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会の決議方法等)</u></p> <p><u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第38条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>(社外監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第41条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>	(削 除)
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の設置)</u></p> <p><u>第31条 当社は、監査等委員会を置く。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

現 行	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第42条～第44条（条文省略）</p> <p>（報酬等）</p> <p>第45条 会計監査人の報酬等は、<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第46条～第50条（条文省略）</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第34条～第36条（現行どおり）</p> <p>（報酬等）</p> <p>第37条 会計監査人の報酬等は、<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第38条～第42条（現行どおり）</p>

以 上